

シンガポール市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務 仕様書

1 業務の名称

シンガポール市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務

2 業務目的

スノーリゾートシティSAPPORO推進協議会（以下「委託者」という。）では、「雪の街の魅力」と「国際観光都市の魅力」が融合した、札幌ならではの「都市型スノーリゾートシティ」をブランド化し、インバウンドを始めとした観光客の増加等による冬の観光消費拡大を図ることを目的として、様々な取組を進めている。

本業務では、この取組の一環として、シンガポール市場において札幌のスノーリゾートプロモーションや市場調査を行うことで、スキーなどの雪体験を目的とするシンガポールからの観光客を増加させていくことを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月13日（金）までの間の所定の日とする。所定の日については、本業務の内容に応じ委託者が定める。

4 業務内容

(1) BtoCプロモーション

ア BtoCプロモーションの概要

商業施設やイベント等において、札幌の観光やスキー場等のPR、冬期における札幌の旅行商品の紹介・販売を実施するイベントを実施すること。

イ イベントの企画・運営

- (ア) イベントの企画、運営、実施に必要な造作及び撤収に関する一切の業務を行うこと。
- (イ) イベント実施にあたっての備品手配は、費用を含めて受託者で対応すること。なお、下図のタペストリー（左：3000×760mm程度、右：3000×2400mm）とスキー関連を含む観光動画データを受託者に貸し出すことができる。



- (ウ) イベントの運営にあたっては、日本語と英語が流暢に話せるスタッフを常時2名以上配置すること。
また、これらのスタッフに加えて、旅行業や札幌の観光情報、札幌のスキー場に精通し、ブース運営全般を統括する者を1名以上配置すること。
- (エ) イベントでは、シンガポール市場へのプロモーションに有効な情報を収集するため、来場者にアンケートを実施すること。
- (オ) ブースでのプロモーションやアンケート実施のために必要な場合は、委託者

からノベルティ（メモ帳等）を300個程度提供することができる。

ウ 実施にあたっての留意事項

委託者が現地に行く際の飛行機や宿の手配については委託者で別途対応するため、本業務における費用には含めないこと。

(2) B to B プロモーション

ア 現地旅行事業者等へのセールスコール

現地旅行事業者等を訪問し、札幌の観光やスキー場等のPR、商品造成の提案を行う他、ヒアリングによる市場調査を行うこと。なお、セールスコール実施後に現地旅行事業者等から問い合わせがあった場合には対応するとともに、当該セールスコールが誘客に資する取組となったのか効果検証を行い、委託者に報告すること（調整の状況により訪問先及び訪問件数に変更が生じる場合は、委託者に相談のうえ対応策を検討すること。）。

イ 現地旅行事業者等が行う商品造成の支援

必要に応じて前述アの取組とも連携させながら、現地旅行事業者の商品造成の支援を実施するとともに、販売状況のフォローアップを実施し、当該造成商品の改善点などを検証し、委託者に報告すること。

ウ 上記ア・イ以外の取組

上記ア・イ以外の取組を実施する場合は、当該取組が誘客に資する取組になったのか効果検証を行い、委託者に報告すること。

(3) 冬期における札幌の旅行商品の造成

上記(1)・(2)のプロモーションを実施するにあたり、事前に冬期における札幌の旅行商品造成を行う他、上記(1)・(2)のテストマーケティングを踏まえて、必要に応じて旅行商品の改善等を行うこと。改善した商品は、上記(2)イの取組と連動させて改めて販売すること。

(4) 実施結果の報告

本業務の実施概要、アンケート結果の集計・分析等を含む実施結果及び効果等を取りまとめ、報告書を作成して提出すること。

なお、当該報告書は、画像や図表、数値データを用いて、今後の取組の参考となるような、できる限り分かりやすいものにすること。

(5) パンフレットについて

本業務を実施するために必要な場合は、委託者において以下のパンフレットを用意し、受託者に提供することができる。受託者は、委託者からパンフレットの提供を受けた場合は、本業務で効果的に活用すること。

ア 札幌市内スキー場等を紹介するパンフレット（英語）200部程度

https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/snowresort/documents/powder_in_sapporo_en202502_1.pdf

イ 札幌の四季折々の観光の魅力を紹介するパンフレット（英語）200部程度

<https://visit.sapporo.travel/travelinfo/pamphlet/>

(6) ノベルティ及びパンフレットなどの郵送等について

ノベルティやパンフレットなどの郵送や配架については受託者で対応すること。ただし、委託者事務室からEMSで郵送できる場合は、費用も含めて委託者で別途郵送対応することができる。なお、この場合におけるシンガポール国内での到着先・保管場所等については、受託者が用意すること。

5 履行にあたっての注意事項

(1) 成果物の著作権

ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。

また、委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 秘密の保持

本業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含む全ての情報については、本契約の履行期間及び履行後においては第三者に漏らしてはならない。

また、秘密保持については、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

(3) 環境への配慮

業務の実施に当たっては、可能な限り環境配慮に努めること。

ア 本業務においては、環境関連法令等を遵守するとともに、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。

イ 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

ウ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

エ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

オ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

カ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 その他必要事項

(1) この業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。

(2) この業務の遂行にあたり、委託者は受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打合せを行うものとする。

(3) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

(4) 成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、または使用してはならない。

(5) 調査の実施にあたっては、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。

- (6) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (7) その他業務執行にあたっては、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。